平成２９年（フ）第１０１号
広島県尾道市瀬戸田町沢59番地１　エステートしまなみＡ
債務者　阪本　　学
１　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第９号
山口県光市室積１丁目12番15号
債務者　岡本　和美
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第７号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町16番26号
債務者　米田　磯江
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第８号
鹿児島県大島郡与論町大字立長2329番地２
債務者　比嘉　恵子
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第１９号
鹿児島県南さつま市加世田津貫12205番地市営西山団地８号
債務者　田中　茂美（旧姓林田）
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１４号
富山市百塚121番地
債務者　松浦　修一
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９号
富山市丸の内３丁目２番６号
債務者　久郷　晃昇
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３８号
山梨県笛吹市石和町今井字参宮地86番地
コーポナルセ２階203号室、住民票上の住所
山梨県山梨市西2591番地の６
債務者　井口健太郎
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
山梨県甲斐市島上条1632番地１　ブライトレジデンス101号
債務者　甲斐　　彰
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
山梨県富士吉田市新西原２丁目30番20号　レオパレスインペリアル102号室
債務者　宮下　文江
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
愛媛県西予市野村町野村11号378番地２
債務者　大塚　健太
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第２６号
山口県宇部市北小羽山町２丁目２番11―404号　小羽山市営住宅
債務者　吉岡　祐子（旧姓中村・江本）
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第２８号
山口県山陽小野田市須恵２丁目２番３―406号（県営住宅３棟406号）
債務者　藤本　智恵
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４１５号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目111番地１
汀良市営住宅２―802号
債務者　桃原　康子（旧姓汾陽）
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２６号
北海道苫小牧市双葉町３丁目23番19号ピオネールスリー102号
債務者　市川　雅代
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１６号
青森県八戸市大字白銀町字白浜道５番地89、前住所青森県八戸市大字白銀町字姥畑３番地37　シエヌーＢ　201
債務者　石井　良和
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係